

インターンシップ実施に関する協定書（例）

鳥羽商船高等専門学校（以下「甲」という。）と株式会社〇〇〇〇（以下「乙」という。）は、インターンシップの実施に関し、次のとおり協定を締結するものとする。

（実習学生の委託）

第1条 甲は、在籍する学生を乙に委託し、乙は、これを受け入れるものとする。

2 甲は、前項の学生（以下「実習学生」という。）のほか、インターンシップ担当教員及び保証人の氏名並びに連絡先等を乙に通知するものとする。

3 乙は、甲より受けた個人情報は、個人情報保護法に従い適切な管理を実施し、第三者に対しての提供、開示等は一切行わない。

（実習学生の職務）

第2条 実習学生は、乙の指定する職場において、乙の指定する職員の指導を受け、その業務に従事するものとする。

（実習期間等）

第3条 実習期間における実習日、実習時間及び休日については、甲乙協議の上、定めるものとする。

（実習学生の遵守事項）

第4条 甲は、次に掲げる事項を遵守するよう実習学生を指導するものとする。

一 乙の定める就業規則及び服務規定を守ること。

二 実習期間中に知り得た機密に関する事柄を他に漏らさないこと。

三 実習期間中にその責に帰す行為により乙に損害を与えた場合は、甲乙協議の上、定めた損害額を乙に支払うこと。

（実習中の安全確保）

第5条 乙は、実習学生の実習期間中の安全確保について、責任をもって対応しなければならない。

2 甲は、当該委託をするときは、実習学生を災害傷害保険に加入させ、実習期間中およびその往復途中に生じた事故により身体に障害を被った場合等に対応するものとする。また甲は、賠償責任保険に加入させて、実習中に他人に怪我をさせたり、他人の財物を損壊した場合等に対応する。

（連絡責任者）

第6条 甲乙双方は、本協定に定める事項を円滑に実施するため、それぞれ連絡責任者を定め、連絡調整に当たらせるものとする。

（実施結果の報告）

第7条 乙は、実習終了後の実施結果報告について、別紙第1号様式により、速やかに甲に提出するものとする。

（協定の有効期間）

第8条 本協定の有効期間は、協定締結の日から当該年度の末日までとする。

2 前項の有効期間を延長しようとするときは、甲乙協議の上、定めるものとする。

（協議）

第9条 本協定に定めのない事項について、これを定める必要があるときは、甲乙協議の上、定めるものとする。

本協定の締結を証するため、本協定書2通を作成し、甲乙それぞれ1通を保管するものとする。

令和 年 月 日

(甲) 住 所 : 三重県鳥羽市池上町1番1号
学校名 : 鳥羽商船高等専門学校
校 長 ○ ○ ○ ○ 印

(乙) 住 所 : ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○
企業名 : 株式会社 ○ ○ ○ ○
職 名 ○ ○ ○ ○ 印